# 登録入居申込書

⑴　希望の団地並びに条件にあった住宅に入居できるときには、受付順により連絡します。
⑵　登録入居申請後、申請時と現状（住所・電話番号等）が変わった時は、必ず連絡してください。連絡がつかない場合は、次の順番の方に連絡することになります。なお、２回連絡しても連絡がつかない場合は、登録を取り消します。
⑶　母子世帯・父子世帯において、待機中に全ての子どもが２０歳に達した時、または高齢者世帯、障害者世帯、小さな子どものいる世帯、多子世帯において、その世帯に該当者がいなくなった時など、登録要件を満たさなくなった場合は登録を取り消します。
⑷　入居の順番が巡ってきた時に、入居資格が満たされていなければ、入居できません。
⑸　入居の順番が巡ってきた時に、自己の都合で入居を辞退した場合は、次の順番の方に連絡します。２回連続して辞退した場合は、登録を取り消します。
⑹　期限までに入居の手続きをしない場合は、入居資格は喪失し、登録を取り消します。
⑺　特定の住宅を指定することはできません。（但し、バリアフリー住宅は除く。）
⑻　登録の継続期間中に一般公募に申し込みをした場合、その登録は取り消します。
⑼　登録の継続期間中に希望の団地を変更する場合は、新たに登録入居申請が必要です。
⑽　登録の継続期間は最長で２年間となります。

記

以上のことを承知のうえ、県営住宅入居申込整理票を添えて登録入居を申し込みます。

申込年月日　　年　　月　　日

申　込　者　　住　所

氏　名

連絡先

希 望 団 地　　団地

香川県土木部住宅課長　殿